

卸協議の適正性確保に係る制度整備に係る論点整理案

令和4年11月30日

事 務 局

役務の提供義務及び情報の提示義務が課せられる特定卸電気通信役務（以下「特定卸役務」という。）の範囲について、改正電気通信事業法においては、「電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外のもの」と規定しているところ、**電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない役務をどのように定めるか。**（省令委任事項）

事業者意見（固定通信分野）

【卸先事業者意見】

- 光サービス卸に加えて「**ボトルネック性を有する第一種指定電気通信役務設備を用いた卸役務**」の全てを、特定卸役務の対象とすべき。光サービス卸のほか、**法人向けマーケットにおいて光IP電話の通話料・基本料が収益に与える影響が大きいこと等を踏まえると、光IP電話卸についても影響が少なくない**と言える。（FVNO委員会）
- **FTTHアクセスサービス**の卸を範囲とするべき。（JAIPA）
- 各事業者のサービスの展開やマーケットの属性によって異なる部分はあるものの、**ユーザ数・価格帯が影響の大小の判断基準**の一つになるのではないか。（FVNO委員会）

【卸元事業者意見】

- 今般の制度整備にあたっては、**光コラボとモバイルを一律に扱うのではなく、両者の卸元/卸先の関係性の相違を踏まえた整理が必要**。また、FTTHアクセスサービスにおいて、自己設置・相互接続・サービス卸といった各形態の特徴を生かしたサービス・設備競争をバランスよく促進することが重要であり、特定の形態を優遇する場合、各形態の間の公正な競争を歪めるおそれがある。（NTT東日本・西日本）
- 多様な事業者の創意工夫によるサービスの柔軟性・多様性を担保する観点から、その対象は卸の制度趣旨を損なわない必要最小限の範囲とすべきであり、**卸元事業者が現に提供している役務のうち、公正競争上影響の大きい役務に限定すべき**。（NTT東日本・西日本）
- 当社は**卸先事業者なくして事業の展開はできず、制度によらずとも事業者間のビジネスベースの取組で自ずと協議の進展が図られる**ことから、過度な規制は不要なのではないか。（NTT東日本・西日本）
- 公正競争への影響の多寡は、契約者数やシェア等の競争の「結果」だけではなく、**①利用者にとっての選択可能性、②事業者にとっての代替性及び③事業者にとっての影響度合い**の観点等、提供手段や市場特性等の競争の実態に着目して評価すべき。（NTT東日本・西日本）
- 特定卸役務の規律を課すとしてもFTTHアクセスサービスに限定すべきであり、**光IP電話については、**
 - ・ 電話サービスが多様なコミュニケーションの手段に1つに過ぎなくなり、競争に与える影響が著しく低下していること、
 - ・ 卸先事業者は、接続を用いたOABJ-IP電話を自ら提供することが可能であり、現に2社が提供中であること、
 - ・ マスユーザにおけるセット販売率は比較的低く、マス市場における影響度合いは限定的であることを踏まえれば、**公正競争上の影響が大きいとは言えず、特定卸役務の対象とする必要はない**。（NTT東日本・西日本）

事業者意見（移動通信分野）

【卸先事業者意見】

- 第二種指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務は、原則として全てを特定卸役務とすべきであり、特にモバイル音声卸、5G（SA方式）及びセルラーLPWAは含めるべき。（MVNO委員会）
- 競争関係に及ぼす影響が少ない役務については、最小限度とすべきであり、具体的には①MVNOが同種の役務を提供していない又は提供の意向がないもの、②MNO自身が役務提供していない又は加入者数が継続的に少ないもの、③MNOが提供終了を予告している又は予定しているものが該当するのではないか。（MVNO委員会）
- 5G（SA方式）等の今後登場するサービスについては、上記①及び②に該当することが考えられるが、こうしたサービスについて特定卸役務から除外するかについては慎重な議論が必要。（MVNO委員会）

【卸元事業者意見】

- 携帯電話サービスのうち、MNOが現に利用者へ提供している音声通話及びデータ通信の基本的なサービスを卸電気通信役務として提供する場合には、特定卸役務とするべきである一方、付加的なサービスのほか、MVNOが自己で実現出来るもの、MVNOに提供意向がないもの、競争を目的に提供していないもの、MNOが新規の受付を停止しているものを卸提供する場合については除外すべきでないか。（NTTドコモ）
- 特定卸役務の範囲を検討するに当たっては、MNOが利用者向けに提供していないもの、MNOが利用者向けに提供しているものであっても利用者数が少ないもの、MNOが利用者向けにサービスの終了を予告しているもの又は終了を予定しているもの、MVNOからの提供要望がないもの及び個別のMVNOやパートナー企業の要望を踏まえて提供している役務については対象から除外すべきではないか。（KDDI）
- 公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスについてはアンバンドル化されていることから、アンバンドル機能をベースに特定卸役務の範囲について検討すべきではないか、また、MNOが自社ユーザ向けに提供していないもの、付加的なサービス、終了見込みのサービス等継続的に加入者数が少ないものについては、対象から除外すべきではないか。（ソフトバンク）

構成員意見

- 競争関係に及ぼす影響の大きさが、どういった基準で判断されているかの整理が必要。

【固定通信分野】

- 光IP電話は、PSTNと異なり局給電がないこと等から、今まであまり規制の対象として考えてこなかったのではないかと。また、10年間値段が動かなかったモバイル音声卸と比較して、比較的影響は小さいのではないかと。
- NTT東日本・西日本は、光IP電話は、①利用者にとっての選択可能性、②事業者にとっての代替性、③事業者にとっての影響の度合いの各観点から、「競争環境に与える影響が少なくないもの」には該当しないという主張をされたが、卸先事業者の立場から、主張内容に対する異見があるか。
- ○ 光IP電話について、個人のお客様の契約数や利用率は低下しているが、法人・個人事業主のお客様の利用については低下しておらず、一定の利用が継続的にある。
- NTT東日本・西日本の意見中「①利用者にとっての選択可能性」、「②事業者にとっての代替性」の部分も、法人・個人事業主で光回線を契約のお客様については電話番号の変更を行うことが難しい等の理由で、光IP電話を選択いただく割合が多いかと思う。
- 上記をふまえ、法人・個人事業主のお客様へサービスを提供している卸先事業者としては、光IP電話の影響は多いと考えられるため、特定卸役務の対象に含めていただきたい。（第65回・FVNO委員会参考資料）

【移動通信分野】

- 携帯電話サービスについては、当然に特定卸役務の範囲に含まれると考える一方、「競争関係への影響が少なくないもの」について、MNOが自社としてエンドユーザに提供はしていないものの、卸役務は提供している場合についてどのような取扱いをするのか検討が必要ではないか。
- 卸先事業者からは、5G（SA方式）等の現在提供されていないサービスや今後発展が見込まれるサービスについても特定卸役務に含めるべきとの意見があったが、こうした役務についてどのように「競争関係に及ぼす影響」を判断するのかについては検討が必要ではないか。
- MVNOからは、「加入者数が継続的に少ない役務」については、特定卸役務の対象から除外することで良いのではないかと、との意見があったが、将来加入者数が増加することも考えられるところ、こうした役務を対象から除外するか否かについては慎重な検討が必要ではないか。

論点整理案

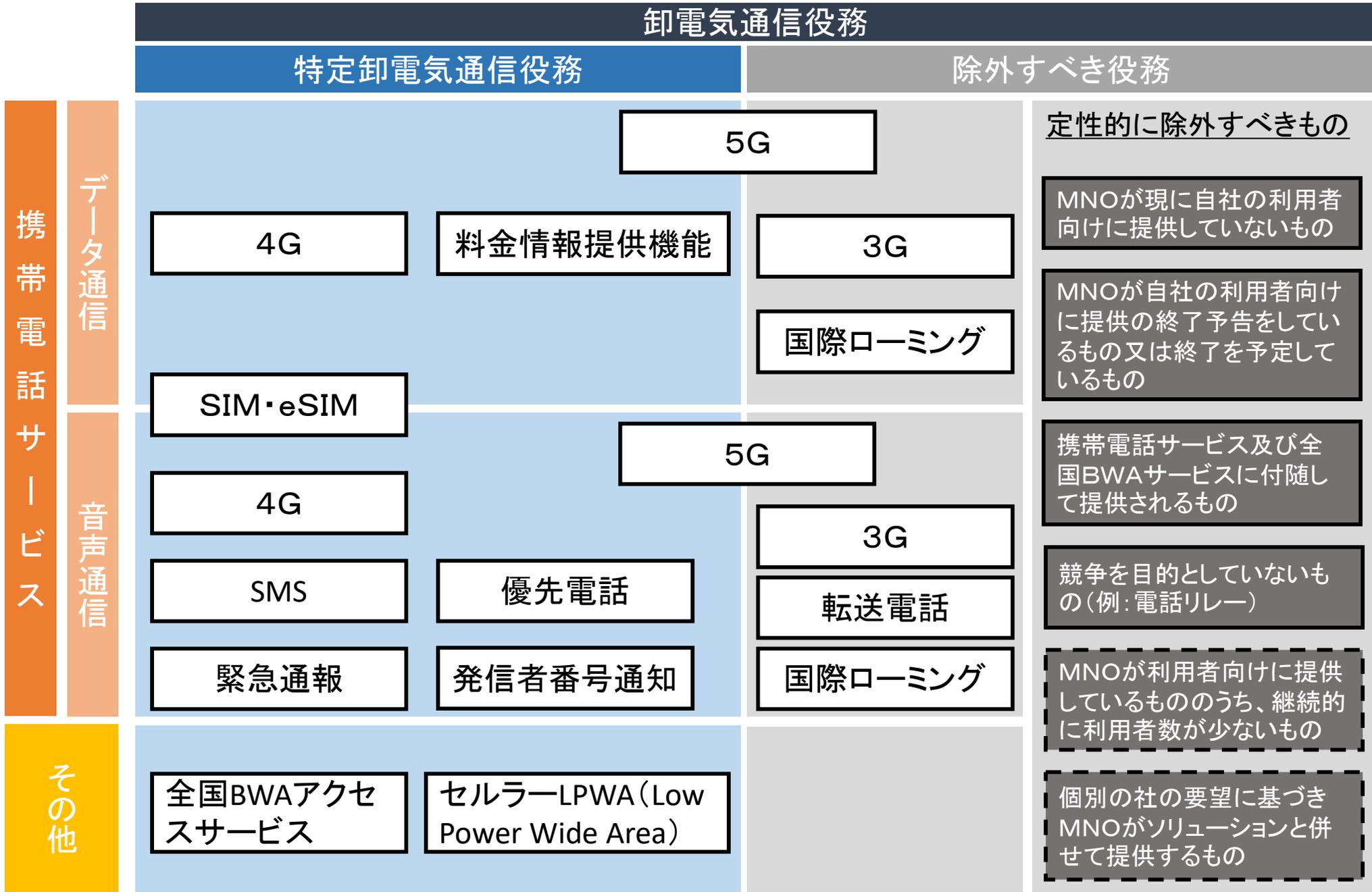
- 特定卸役務の範囲については、市場の競争環境に変化が生じた場合に柔軟に見直すことができる仕組みとすることが適当ではないか。

【固定通信分野】

- 第一種指定電気通信設備を用いる特定卸役務については、F T T Hアクセスサービスを含むことが適当ではないか。
- 光 I P電話の卸については、改正電気通信事業法に規定する「電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの」に該当するか、更に検討が必要ではないか。

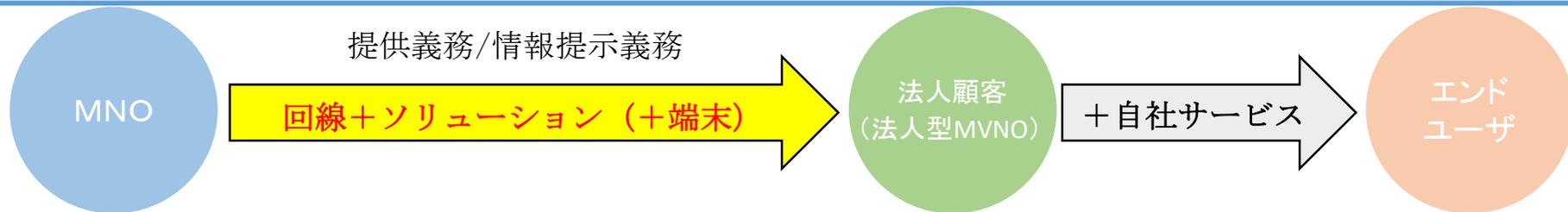
【移動通信分野】

- 第二種指定電気通信設備を用いる特定卸役務について、携帯電話サービス、当該サービスと代替性を持つ全国BWAサービス、I o T市場の拡大が予想されることを踏まえセルラーLPWAサービスを含むことが適当ではないか。
- 以上のサービスのうち、適正な競争関係に及ぼす影響が少ない次のサービスについては、特定卸役務に含めないことが適当ではないか。
 - ・ MNOが現に自社の利用者向けに提供していないもの（5G（SA方式）の一部形態による提供を含む。）
 - ・ MNOが自社の利用者向けに提供の終了予告をしているもの又は終了を予定しているもの
 - ・ 携帯電話サービス及び全国BWAサービスに付随して提供されるもの
 - ・ 競争を目的としていないもの
- 本研究会における議論を踏まえると、以下のサービスについては特定卸役務に含めないサービスから除外する（＝特定卸役務に含める）ことが適当ではないか。
 - ・ MNOが利用者向けに提供しているもののうち、継続的に利用者数が少ないもの
- 個別の社の要望に基づきMNOがソリューションと併せて提供するものを特定卸役務に含めるか否かについて、当該個別の社に対する情報提示が論点3-2の情報提示拒否の「正当な理由」に当たるか否かと合わせて、更に検討が必要ではないか。



ソリューション型サービスについては、事業者からの意見が示されており、取扱いについて検討が必要。

- 個別のMVNOやパートナー企業の要望を踏まえて個別にカスタマイズして提供している役務については特定卸役務の対象から除外すべきではないか。（KDDI）
- MNOのモバイル回線、ソリューション及び端末等を一体として法人顧客（法人型MVNO）に提供し、当該法人顧客の自社サービスと併せて第三者に提供する場合については、当該法人顧客との円滑な取引のために、一般的なMVNOと同等の情報提示を拒むことが認められるべき。（NTTドコモ）



	対応案①：特定卸の範囲から除外	対応案②：情報提示義務の対象から除外
--	-----------------	--------------------

提供義務	×	○
情報提示義務	×	×

考え方

- ソリューション型役務においては、法人顧客の要望に応じて個別にカスタマイズした回線+ソリューションを提供しており、競争関係に及ぼす影響は少ないのではないか。
- ソリューション型役務に提供義務を課した場合、契約相手方の要望やノウハウを含め他MVNOへ同条件で提供しなければならないことから、適正な競争環境を損なうおそれがあるのではないか。
 - 特定の法人顧客に対して提供した役務と同種の役務（カスタマイズ後の回線）の提供を他MVNOから求められた場合については、提供義務の対象外とする。
- 法人顧客との取引において、回線部分の原価を提示することは一般的な商慣行から乖離するのではないか。
 - 情報提示義務の対象外とする。

- ソリューション型役務についても、他の卸役務と同様に競争関係に及ぼす影響が少なくないのではないか。
 - 特定の法人顧客に対して提供した役務と同種の役務（カスタマイズ後の回線）の提供を他MVNOから求められた場合についても、提供義務の対象とする。
- 法人顧客との取引において、回線部分の原価を提示することは一般的な商慣行から乖離するのではないか。
 - 情報提示義務の対象外とする。

改正電気通信事業法においては、特定卸役務を提供する電気通信事業者に対し、「金額の算定方法その他特定卸役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項」の提示義務を課しているが、**特定卸役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項**をどのように定めるか。（省令委任事項）

事業者意見（固定通信分野）

【卸先事業者意見】

- **卸料金の内訳（接続料相当額、光サービス卸の運営に係るコスト、卸先事業者の支援に係るコスト）及び卸料金の中長期的な料金水準**を定例的かつ適切な時期に提示いただきたい。（FVNO委員会）
- **接続料自体は公開されていることから、接続料相当額が卸先事業者に提示されることに問題があるとは考えていない**。むしろそれを提示しないことで、円滑な議論の展開を妨げられているのではないか。（JAIPA）
- 事業者間の協議が整わず裁定の申請があった際には、総務省が当事者に算定根拠の提供を求めた上で、最終的にそのような方針を基本として裁定されることになっており、事業者間の協議においても、**卸元事業者が自主的に算定根拠を示して協議に臨むことが望ましい**。（JAIPA）
- 指定電気通信設備に関する協議においては一般的な商慣習に委ねていては競争が進展しないことから電気通信事業法で特別の規律を設けているのであり、指定電気通信設備の**卸においても接続同様に料金の透明性を確保すべき**。（JAIPA）
- 通信系の卸先事業者と非通信系の卸先事業者では、卸先事業者のサポートに係る費用が大きく異なることが考えられるが、**非通信系事業者のサポートに要するコスト**については、卸全体の営業費用として計上するのではなく、非通信系の卸先事業者を積極的に開拓してきたNTT東日本・西日本の戦略的投資に係る経費として、非通信系の卸先事業者負担させ、又はNTT東日本・西日本において負担すべきものとする。通信系と非通信系のコストの内訳の提示を受けて、団体協議の場で精査を行っていくことが適当。（JAIPA）

事業者意見（固定通信分野）

【卸元事業者意見】

- 卸料金に関する卸先事業者のご理解を深めて協議の円滑化を図るとともに、卸先事業者に改めて接続と卸のコスト・リスクの違いをご理解いただき、相互接続も含めた利用を促進してF T T H市場の活性化を図るため、**以下のような情報の開示について、卸先事業者の要望を踏まえつつ、前向きに検討・対応していく考え。**
 - ① **接続料相当額の費用項目、営業コストの費用項目**
 - ② **現状の接続料相当額を基準とした当該年度の接続料相当額の指数**（2021年度を100とした場合の当該年度の指数）
 - ③ 光卸に用いる接続機能に係る**接続料**（加入光ファイバ、NGN等）の**一覧**
 - ④ コストの大半を占めるアクセス回線部分における**収容ユーザ毎のユーザ当たり接続料**（NTT東日本・西日本）
- 卸先事業者の中には自己設置又は接続によるサービス提供を行う事業者も含まれる中、**開示義務を課すことにより当社のみが一方的に競争上の不利益を被ることとなるような経営情報については、設備構築事業者とサービス提供事業者の間およびサービス提供事業者の間の健全な競争を歪めることになるため、開示対象にすべきではない。**特に**サービス原価は競争の根幹を成す極めて重要な経営情報であり、開示対象とすることは採り得ない。**（NTT東日本・西日本）
- 製造原価や仕入原価に関する情報は、競争上の地位等を害するおそれがあるものとして、不正競争防止法では営業秘密、行政機関情報公開法では不開示情報とされていることを踏まえて、慎重な扱いが必要。（NTT東日本・西日本）
- **移動通信分野の卸料金と異なり、光サービス卸では接続と卸で料金の設定単位が異なる**ため、ユーザ当たり接続料相当額を開示することによって、収容効率等のサービス設計を開示することになる。（NTT東日本・西日本）
- 通信系事業者と非通信系事業者でコスト・料金を分離することには、以下の問題点がある。
 - ・ **支援に係るコストを事業者毎に特定・把握することは困難であること。**
 - ・ 支援に係るコストの多寡は多様な要素で決まるものであり、**通信系／非通信系という2つの業態で分離できるものではないこと。**
 - ・ **支援の仕組みは全てのパートナーが同様に利用し得る**ものであり、利用の要否・程度が異なるものは一部に過ぎないこと
 - ・ 支援に要するコストの**個別負担を求めた場合、異業種からの新規参入が阻害され、多様なサービス展開の障壁となること**（NTT東日本・西日本）

事業者意見（移動通信分野）

【卸先事業者意見】

- 特定卸役務については、**「接続料相当額」及び「回収が見込まれている費用項目」といった料金の内訳や料金水準の納得性に資する情報の速やかな提示を必須とすることが必要。**（MVNO委員会）

【卸元事業者意見】

- 音声卸及びデータ卸の基本的なサービスのうち、**既に接続メニューを設定しているものは、接続料を提示することが可能**である一方、それ以外は、接続メニューを設定していないため接続料相当額を提示することは困難。（NTTドコモ）
- **標準的な料金や回収すべき費用項目**とするべき。（KDDI）
- 接続料の設定がある場合の**接続料相当額、卸料金と接続料相当額の差分で回収が見込まれている費用項目**とするべき。（ソフトバンク）

構成員意見

【固定通信分野】

- どのように決着するかは別として、**事実として通信系の卸先事業者と非通信系の卸先事業者でどのようなコストの差異があるのか、知っておく必要**がある。
- 価格差がいろいろある中で、今の状況ではきちんと説明を受けてないので、何とか**適正性について説明、理解できるような形の情報提供が必要**。
- **適正性、透明性、予見性が大事**であり、これまで恐らくほとんど説明を受けていなかったと示されているので、今回の制度整備である程度説明が得られるよう情報提示について考えるべき。
- 一般の商習慣上提示できないという意見があるが、**情報が出せない場合は、どういう理由で出せないのか、必要な情報ができるだけ出せるようにすべきという観点で議論**し、卸元から説明いただかなければならない。
- 卸料金と接続料相当額の乖離については、ワニの口と揶揄されてきたが、今回、固定費と変動費の関係を示していただいたことで、**（卸料金を接続料相当額にリニアに連動させた場合、）リスクをとった卸元事業者の利益が卸先事業者に移転してしまう**ことは明確になったと思っている。その上で、卸料金と接続料相当額の差額の適正な水準については検証を検討しても良いのではないかと。

論点整理案

- 特定卸役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項は、「接続料相当額」及び「卸料金と接続料相当額との差分で回収が見込まれている費用項目」を基本とすることが適当ではないか。

【固定通信分野】

- 接続料相当額そのものを開示することによる競争環境への影響を踏まえたときに、接続料相当額に代えて、接続料相当額の指数を提示するというNTT東日本・西日本の提案について、更に検討が必要ではないか。
- 卸先の業態（通信系／非通信系）ごとのコストに関する情報については、NTT東日本・西日本において分離可能な範囲で、卸先事業者に対してNTT東日本・西日本において丁寧に説明していくことが適当ではないか。

【移動通信分野】

- 特定卸役務のうち、接続料を設定しているものについては、接続約款に定める接続料を「接続料相当額」として提示することが考えられるが、接続料を設定していないものについても「接続料相当額」の提示を求めるか否かについて、更に検討が必要ではないか。

「特定卸役務の提供」及び「情報の提示」を拒むことができる「正当な理由」をどのように整理するか。(関連するガイドラインへの記載を想定)

事業者意見

【卸先事業者意見】

- 卸先事業者が役務提供を拒まれる実態を把握しておらず、接続の拒否事由と同様とすれば十分。
(JAIPA)
- 電気通信事業法第32条に規定されている接続の拒否事由を特定卸役務の提供を拒否する「正当な理由」に準用する案に賛同。また、「特定卸役務に係る電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること」との項目については、MNOとMVNOとの間に電氣的接続が必要である場合に限り適用されるべき。(MVNO委員会)
- 「正当な理由」により特定卸役務の提供を拒否する場合には、MNOは、その拒否が合理的なものであることをMVNOが判断できる具体的な根拠(通信量の範囲や閾値等)を開示するべき。(MVNO委員会)

【卸元事業者意見】

- 少なくとも接続の拒否事由に相当するものは「正当な理由」として認められるべき。(NTT東日本・西日本)
- 過去に音声定額サービスの大臣裁定で示されたとおり、MNOが原価割れリスクを負うこと等、MVNOに不当に有利な条件での特定卸役務の提供は、役務提供を拒むことができる「正当な理由」の範囲に含まれるべき。(NTTドコモ)
- (卸電気通信役務の提供を求められた場合、) 当該役務を代替する接続機能の存在や、既に提供している役務を組み合わせることでMVNOが自己実現できる等、特定卸役務の範囲から除外すべきものとして論点1で示した形態に該当することは「正当な理由」として認められるべき。(NTTドコモ)
- 電気通信事業法第32条の接続の拒否事由を準用することに賛同。(KDDI、ソフトバンク)
- 個別のMVNOやパートナー企業の要望を踏まえて提供している役務について、パートナー企業以外の者から当該役務を同条件で提供することを求められた場合については、役務提供を拒むことができることとするべき。
(KDDI)

論点整理案

- 特定卸役務の提供を拒むことができる「正当な理由」については、電気通信事業法第32条等に規定されている接続の拒否事由を準用することとするのが適当ではないか。

【移動通信分野】

- 接続の拒否の場合の取り扱いを踏まえて、役務提供を拒否する際には、通信量の範囲や閾値等のデータについては、卸先事業者に開示する必要はないとすることが適当ではないか。
- 卸元事業者が「正当な理由」に該当する以外の理由で特定卸役務の提供を拒否していないかについて、総務省において引き続き注視することが適当ではないか。

「特定卸役務の提供」及び「情報の提示」を拒むことができる「正当な理由」をどのように整理するか。(関連するガイドラインへの記載を想定)

事業者意見

【卸先事業者意見】

- 卸元事業者の経営上、明らかな支障を及ぼすと合理的に説明できるものに限定すべき。(FVNO委員会)
- 単に営業上の秘密であるだけでは足りず、卸元事業者がその取引先等とのNDA等との関係上開示できないもの、外部からの調達原価に係るもの等、(「正当な理由」として許容される事由は)限定列挙に留めるべき。ただし、取引先等とのNDAについては、「正当な理由」の範囲を広げるために範囲を拡大することは許容されない。(JAIPA)
- 卸先事業者ごとに卸料金が一律であるならば、卸先事業者・卸先事業者団体に卸料金を開示することは差し支えないはず。また、一般に開示するものでない以上、他の自己設置事業者等との間で競争上の不利益を被ることはないと考える。(JAIPA)
- MNOとMVNOの間にはNDAが結ばれるため、情報の提示を拒否するのは、MNOの経営上、明らかな支障を及ぼすと合理的に説明できるものに限定すべきであり、単に経営上の秘密であることのみをもって情報の提示を拒絶することは「正当な理由」として認められるべきではない。(MVNO委員会)

【卸元事業者意見】

- 卸先事業者の中には自己設置又は接続によるサービス提供を行う事業者も含まれる中、開示義務を課すことにより当社のみが一方的に競争上の不利益を被ることとなるような経営情報については、設備構築事業者とサービス提供事業者の間およびサービス提供事業者の間の健全な競争を歪めることになるため、開示対象にすべきではない。特にサービス原価は競争の根幹を成す極めて重要な経営情報であり、開示対象とすることは採り得ない。(NTT東日本・西日本・再掲)
- MNOのモバイル回線、ソリューション及び端末等を一体として法人顧客(法人型MVNO)に提供し、当該法人顧客の自社サービスと併せて第三者に提供する場合については、当該法人顧客との円滑な取引のために、一般的なMVNOと同等の情報提示を拒むことが認められるべき。(NTTドコモ)
- MNO間の競争領域に関わる内容やインサイダー情報に関わる内容については、提示を拒むことが認められるべき。(KDDI)
- MNOのサービス設計に関する営業機密情報や個別のMVNOに提供しているサービスに関する情報でNDAの対象となっているものについては、提示を拒むことが認められるべき。(ソフトバンク)

論点整理案

- 単に経営上の秘密であることのみをもって特定卸役務に関する情報の提示を拒否することは不相当だと考えられるが、情報の提示を拒むことができる「正当な理由」として、以下の場合が該当するか否かについて、更に検討が必要ではないか。
 - ・ 当該情報が、卸元事業者が他の事業者と締結したNDAによる保護対象である情報のうち、個別の事業者のみに係る情報であることが明らかである場合
 - ・ 当該情報が、卸元事業者が利用者向けに提供する自社のサービスの設計に関する営業秘密であって、当該情報を提示することにより、卸元事業者の競争上の地位を不当に害する場合(次のような情報)
 - ・ プラン毎の平均利用データ量・原価及びこれらを推計可能な情報 等
- 卸元事業者が「正当な理由」に該当する以外の理由で情報の提示を拒否していないかについて、総務省において引き続き注視することが適当ではないか。

事業者意見 (移動通信分野)

【卸先事業者意見】

- 特定卸役務に該当しない卸電気通信役務についても、新たに提供が行われる役務については、協議の端緒となり得る情報として、MNOが実装する機能の全体像、提供開始時期、提供までの情報開示スケジュール等を遅滞なくMVNOに提供すべき。 (MVNO委員会)

【卸元事業者意見】

- 必要な情報提供はこれまでも実施してきているところであり、本研究会第六次報告書に基づき、MVNOにおける必要な検討期間に留意し、引き続き情報提供に努めていく。 (NTTドコモ)
- 特定卸役務に該当しないものについてまで、規制を設けるべきではない。 (KDDI)
- 新たに提供される役務については、外部要因によってMNOの仕様が確定していない場合があるため、あらかじめ開示内容や開示時期について規制を設けることには慎重な議論が必要。 (KDDI)
- 「協議の端緒になり得る情報」は、開示できる状況になればMVNOの要望に応じて情報提供する。
(ソフトバンク)

構成員意見

- 特定卸役務に該当しないサービスで、今後MVNOにとって大きな影響力を持つ項目については、特定卸役務に該当しなくても、MNOに対するセーフハーバー・ルールの設定等により、将来の予見性に資するような情報が提供されるようにする必要があるのではないか。

論点整理案

- 特定卸役務に該当しない卸電気通信役務であっても、特に今後のMVNOの経営に大きな影響を及ぼし得る役務については、当該役務に関する情報提供は、MVNOの将来の予見性確保において重要な役割を果たすと考えられることから、MNOによる当該情報提供を促進することが適当ではないか。
- 当該情報提供を促進するための具体的な方法については、総務省において引き続き検討することが適当ではないか。

参入後の協議（特に団体協議）において、どのような進展が見られ、あるいは問題が生じているか。例えば、本研究會において卸先事業者等から指摘のあったNDAの範囲や規定内容等についてどのように考えるべきか。

事業者意見（固定通信分野）

【卸先事業者意見】

- 令和3年11月に卸先事業者にアンケートを実施したところ「卸元事業者からの提案が中心で、料金・提供条件に関する協議が難しい」「定例的な運用等の協議の場がない」「要望の対応を依頼したが、卸元事業者より『全卸先事業者とそれぞれ対応することが困難』との回答があった」等の意見があった。（FVNO委員会）
- 卸先事業者の要望を反映する仕組みの開始、紙様式対応のシステム化等、コラボ事業の円滑化の進展が図られているものの、卸料金と接続料相当額の東西差（NTT東日本は4割、NTT西日本は3割）が卸料金に反映されていない理由、卸料金と接続料相当額の連動性等について、より詳細な説明が必要。（FVNO委員会）
- NTT東日本・西日本の光サービス卸のNDA条項が事業者団体・事業者間の協議を不可能としているが、NTT東日本・西日本と個々の卸先事業者では、交渉力・分析力において圧倒的な非対称性があるため、卸先事業者は団体としてまとまって対応しない限り、まっとうな交渉を行うことはできない。また、事業者団体が研究会等に具体的な情報の提供を行うためには、第三者への情報開示に係る書面による同意が必要だが、その内容については協議中であり、研究会等に具体的な情報提供を行うことができない。事業者団体とNTT東日本・西日本で包括的なNDAを締結する等の手法が考えられるのではないか。（JAIPA）

【卸元事業者意見】

- FVNO委員会との団体協議等、双方向の真摯かつ建設的なコミュニケーションを通じて光コラボの更なる利便性向上に向けて取り組んでいるところ。卸先事業者の要望を反映する仕組みの提供を開始したほか、その他の要望についても、優先的な対応が必要とされた17項目について対応を協議し、既に10項目について対応。今後も継続的に対応していく考え。（NTT東日本・西日本）
- NDA対象の情報に関する団体協議については、卸先事業者のグループとの間でNDAを締結する等の方法により対応する考え。卸先事業者以外に所属する者が団体の事務局等の立場で団体協議に参画したいとの要望については、事務局の役割等のルールについて今後検討することが必要。（NTT東日本・西日本）

構成員意見

- NTT東日本・西日本とFVNO委員会・JAIPAの協議が進んでいることを聞いて、少し安心した。

論点整理案

- NTT東日本・西日本が提供を開始した卸先事業者の要望を反映する仕組み等を積極的に活用しつつ、**引き続き、卸元・卸先の双方が参入後の協議に真摯に対応することが適当**ではないか。
- 団体協議に係るNDAに関する課題については、**団体協議を希望する事業者団体と卸元事業者の間で、課題の解決に向けた論点**（卸先事業者以外に所属する者が団体の事務局等の立場で団体協議に参画する場合の事務局の役割等のルール等）**を整理していくことが適当**ではないか。その上で、なお団体と卸元事業者の間で見解の隔たりがある場合は、総務省において必要な対応（団体と卸元事業者間の協議へのオブザーバ参加等）を検討すべきではないか。

全ての第二種指定設備設置事業者が公表することを前提とすれば、モバイル音声卸の標準的な料金を公表することができるのではないか。

事業者意見

【卸先事業者意見】

- 「全指定設備設置事業者の公表を前提に検討する旨の意見が一部のMNOから出されていることを踏まえ、早期実現を要望」 「**標準的な料金については一般に公表することが適当**」。(MVNO委員会)

【卸元事業者意見】

- 卸料金は、一次MVNOにとって二次MVNO向けの原価であるため、**一次MVNOにとって重要な経営情報である点に留意**し、慎重な制度設計が必要。(NTTドコモ)
- **全指定設備設置事業者の公表を前提に検討**することを提案しているが、他MNOの意見も踏まえて丁寧な議論が必要。(KDDI)
- MVNOは必要な情報を適時適切に入手可能であり、問題は生じていない認識。また、政策決定や評価のプロセスにおいては都度卸料金を提示しており、適切な政策の決定・評価がされている認識。さらに、通常の商慣習的にも仕入れ額を公表することは不自然であり、**公表する意義はない**と考える。(ソフトバンク)

論点整理案

- モバイル音声卸の標準的な料金の公表について、**公表の障壁となっている事項、公表が競争環境に与える影響等を明確化しつつ、議論を継続することが適当**ではないか。

指定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展はあったか。

事業者意見

【卸先事業者意見】

- 研究会等での議論を踏まえ、2021年に卸料金の値下げが行われたが、2015年移行値下げが続く接続料との一定の連動性が確保されるべきものと認識しており、卸料金と接続料相当額の乖離が大きくなっていかないよう、今後も継続的に卸料金の値下げが行われる必要。(FVNO委員会)
- 接続料の改定の際に、卸料金の値下げを検討すべき。(FVNO委員会)
- 指定卸役務の料金低廉化が一定程度進展したことにより、MVNOの音声サービスにおいても通話料の値下げや定額サービスの導入などが活発化し、市場競争の促進・利用者利便の向上につながったと評価。(MVNO委員会)
- 卸協議の適正性の確保により、今後も継続的に低廉化・提供条件の柔軟化が進むことが重要。(MVNO委員会)

【卸元事業者意見】

- 卸料金は、これまでのコスト効率化や将来の変動要素等を勘案の上、需要拡大を目的に提供開始以降の約8年で4度にわたり自主的に値下げしており、光の更なる需要喚起に向け、2023年度中に5度目の卸料金値下げを実施予定。今後においても、継続的なコスト効率化を図ることで更なる低廉化に努めていく。(NTT東日本・西日本)
- コストだけにとらわれることなく、個々の要望に応じたサービスメニューの提供や多様な料金の設定等により、スタートアップ、異業種企業、地方創生に取り組む企業等を支援していく考え。(NTT東日本・西日本)
- 卸料金は低廉化しており、新サービスの提供開始に伴い卸メニューの追加を行った。引き続きMVNOからの要望を相互に明確化しつつ、提供条件の柔軟化等に努める考え。(NTTドコモ)
- モバイル音声卸の標準料金は従来より低廉化しており、さらに協議によって提供料金や提供条件の柔軟化が進展しているとの考え。(KDDI)
- サービス開始以来3回にわたり音声卸料金の値下げを実施。今後も接続料算定と同時期に毎年度卸料金見直しを検討。(ソフトバンク)

論点整理案

- 特定卸役務に係る規律の導入の効果を踏まえながら、指定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討することが適当ではないか。

9月	10月	11月	12月
・論点/スケジュール案提示	・FVNO、MVNO等ヒア	・NTT東日本・西日本、MNOヒア	・論点整理①(省令・GL改正方向性) ・論点整理②(省令・GL改正骨子案)

○第62回会合(9/27)

- 卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関する①論点、②スケジュール等の案について、事務局から提示

○第63回会合(10/19)

- 日本テレコムサービス協会(FVNO委員会・MVNO委員会)・JAIPAからのヒアリング

○第64回会合(11/15)

- NTT東日本・西日本・NTTドコモ・KDDI・ソフトバンクからのヒアリング

○第65回会合(11/30)

- 第63回会合及び第64回会合のヒアリング等を踏まえ、卸協議の適正性の確保に係る制度整備の方向性について、事務局から提示

○第66回会合

- 卸協議の適正性の確保に係る制度整備の骨子案について、事務局から提示
→ 研究会の議論を踏まえ、とりまとめ